

答 申 第 3 2 号
平成 3 1 年 3 月 2 9 日

高崎市監査委員 様

高崎市情報公開審査会
会長 阿部 圭司

高崎市情報公開条例第 1 9 条第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

平成 3 0 年 3 月 7 日付けで諮問のありました下記審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

諮問番号：諮問第 3 6 号

平成 2 9 年 1 0 月 2 4 日付け（第 2 0 6 - 1 号）「行政文書不存在通知」に係る審査請求

別紙

諮問番号：諮問第36号

答申番号：答申第32号

答 申 書

第1 審査会の結論

高崎市監査委員が行った決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書公開請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、高崎市情報公開条例（平成14年高崎市条例第42号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、高崎市監査委員（以下「実施機関」という。）に対し、平成29年10月10日付けで「第70-1号（住民監査請求・棄却）」に関し、「監査対象である●●からの資料提出に関する次の情報」として「請求内容が分かる行政文書の作成及び取得の開示」という内容の行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、平成29年10月24日に、本件請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）について、行政文書不存在通知（以下「本件処分」という。）を行い、不存在の理由を次のとおり付して請求人に通知した。（不存在の理由）

請求内容が分かる行政文書を作成及び取得していないため、不存在。

3 審査請求

請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、本件処分を不服として、実施機関に対し、平成29年11月15日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、平成29年12月28日付けで弁明書を請求人に送付した。

5 諮問

実施機関は、条例第19条第1項の規定に基づき、高崎市情報公開審査会

(以下「審査会」という。)に対し、平成30年3月7日付けで本件審査請求事案の諮問を行った。

6 意見書の提出

請求人は、条例第24条第1項の規定に基づき、審査会に対し、平成30年3月26日付けで意見書を提出した。

第3 争点

本件行政文書を不存在とした実施機関の決定は妥当であるか。

第4 争点に対する当事者の主張

1 請求人の主張要旨

請求人は、審査請求書及び意見書において、おおむね次のように主張している。

- (1) 監査対象である●●からの資料提出に関する行政文書が不存在ということは、監査過程の記録が存在しないことになってしまう。実施機関は、行政文書を作成及び取得し、公開しなければならない。
- (2) 常識として対象文書は存在するはずである。したがって、本件処分は、存在する行政文書を不存在とした違法なものである。監査対象である●●を監査するに当たり、対象文書が作成されなかったことは認められない。

2 実施機関の主張要旨

実施機関は、弁明書並びに平成30年3月29日及び同年12月20日の当審査会における説明において、おおむね次のように主張している。

- (1) 請求人が求める文書は、●●から資料提出を受けた資料一覧等が記載されている文書と解した。
監査委員が監査にあたり、事務局職員に指示して作成した、●●から収集すべき資料を記した文書や、●●に資料提出を依頼する文書を想定しているものと解せるが、監査委員は、60日以内という限られた監査期間の中、●●に対する依頼や、事務局職員に対する資料収集の指示は、いずれも口頭で行っており、該当する文書は作成及び取得していない。
- (3) 請求人は、実施機関は、請求内容が分かる行政文書を作成及び取得し、公開しなければならないと主張をしているが、情報公開制度は、実施機関の保有する行政文書の公開を請求する制度であり、実施機関に文書の作成や取得を請求する制度ではない。

第5 審査会の判断

1 争点

「行政文書を保有していない」という類型には、①そもそも作成又は取得をしていない、②作成又は取得をしたが保存期間満了等により廃棄済み、③公開請求の対象となる「行政文書」ではないという3つの場合があるが、実施機関は①の作成も取得もしていないと主張しているので、本件行政文書が、実施機関における事務処理において、作成し又は取得されたか否かを検討する。

(1) 本件行政文書について

複数の資料を提出するに際し資料一覧を添えることは、社会一般に見られることでもあるが、実施機関は、●●及び本市介護保険関係職員に対し、資料提出の際に資料一覧を添付するよう依頼をしておらず、●●及び本市介護保険関係職員から提出された資料にも、そのような資料一覧の添付はなかった。また、実施機関は、監査にあたって、該当する文書の作成及び取得をしなくとも、事務処理において不都合はなかったという、実施機関の主張に特段の不自然な点は認められない。

(2) 審査会の調査について

審査会は、実施機関に対して、条例第22条第4項に基づく調査を実施し、監査委員事務局において本件行政文書の保有の有無を確認したが、改めて特定すべき行政文書の存在は確認できなかった。

(3) したがって、本件行政文書を不存在とした実施機関の判断に、特段の不自然な点は認められない。

2 結論

以上のことから、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、請求人は、本件審査請求において、「実施機関は、行政文書を作成し、公開しなければならない」と主張するが、行政文書の公開請求権は、条例第5条の規定のとおり、実施機関の保有する行政文書の公開を請求する権利を行使することを認めるものであり、実施機関に対して文書の作成を請求する権利を付与するものではない。

審査会の経緯（行政文書公開請求）

年 月 日	審 理 経 過 等
平成30年 3月 7日	諮問
平成30年 3月26日	請求人からの意見書を受領
平成30年 3月29日 平成30年 8月 8日 平成30年12月20日	調査、審議
平成31年 2月21日	答申調整
平成31年 3月29日	答申

高崎市情報公開審査会委員

会 長	阿部 圭司
副会長	田島 義康
委 員	有賀 長規
委 員	竹内 健
委 員	越澤 恭行